

各市町教育委員会教育長様
各教育事務所長様
各県立学校長様



栃木県教育委員会教育長

夏季休業中における教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、危機管理マニュアルに基づき、不祥事ゼロを目指して特段の御配慮をいただいているところですが、今年度に入り、酒気帯び運転による交通事故や児童生徒への不適切な指導などの不祥事が相次いで発生するなど、憂慮すべき事態が続いています。夏季休業を迎えるに当たり、下記のことを貴職下教職員に十分周知していただき、不祥事防止の徹底を図られますよう指導願います。

さらに服務規律の徹底を図るために、平成27年7月1日（水）から7月10日（金）までの10日間を、教職員の服務規律強化旬間とします。各学校の危機管理マニュアル、「本県教職員の不祥事の撲滅を目指して（改訂版）」、「運動部活動指導者ハンドブック」や別紙資料等を有効に活用し、テーマを絞って校内研修会を実施するなど、各校独自の取組をお願いします。また、昨年度に引き続き、各学校が体罰等をいち早く把握するための校内の窓口となる職員を明示し、保護者への周知を図るとともに、複数による指導体制の確認、校内の報告・連絡体制の一層の整備・充実に努めていくよう指導願います。

記

1 教職員の服務規律の確保について

教職員一人一人が、その職責の重さを再認識し、常に高い倫理観を保持し、公私両面にわたって服務規律の厳正に努める。特に、会食・贈答・金銭の取扱いに関し、県民の誤解を招く行為は厳に慎む。

また、体罰は児童生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に起こすことのないように厳に注意する。さらに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは個人としての尊厳をも傷つける行為であり、人権尊重の立場に立った正しい判断力を養うことでの発生防止に努める。

なお、児童生徒が夏季休業中となるこの時期は、教職員各自が資質向上を図るよい機会であることから、より一層の研鑽に努める。長期休業期間の勤務については、地域住民や保護者などに疑念を抱かれないよう、適正な勤務態様に努める。

2 教職員の健康管理について

休職者数が依然として多く、休職期間の長期化も進んでいることから、健康の保持・増進のために夏季休暇や年次休暇等を計画的に取得し、効果的に活用することで心身のリフレッシュに努める。

3 教職員の交通事故・違反の防止について

教職員の重大な交通事故・違反が多発していることを踏まえて、交通法規を遵守することはもちろんのこと、飲酒運転や速度違反等により、全体の奉仕者たる公務員の服務規律に違反しないように組織的に取り組む。万一、事故を起こした場合には、加害・被害、程度の大小にかかわらず、必ず報告させるとともに誠意を持って事故の処理に努めさせる。

また、重大な事故を起こした場合には、教職員のモラルの欠如が問われ、教育界全体が県民の信頼を失い、学校教育活動が著しく阻害されることになるので、このような不祥事を起こすことのないように厳に注意する。

4 施設・設備、公金等、個人情報の管理について

学校警備計画、防火・防災計画等を再検討し、戸締まりの点検、備品・リース物品・金品・薬品の管理、重要書類の保管、火気の取扱い等、学校としての防犯・防火対策の一層の徹底に努める。特に、公金や準公金等にあたる現金の管理、個人情報を含む書類や電子媒体等の管理、パソコン上の情報管理には万全を期するようとする。この時期には施設等の破損や盗難等の事件の発生も懸念されるため、特に運動部室等の管理には十分注意し、防犯灯の点灯や関係機関との連携を密にするなどによりその発生防止に努め、万一発生した場合には速やかに報告をする。

また、一般来校者も多い状況の中、校舎内外への不審者の出入りについては、引き続き十分に注意するとともに、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について、教職員の共通理解のもと、より一層の強化を図る。

教職員課	総務担当	TEL 028-623-3398
	小中学校人事担当	-3386
	県立学校人事担当	-3396

体罰は身体的な苦痛のみでなく 精神的な苦痛も与える違法な行為です。

体罰で処分した教職員から「熱心さのあまり、ついカッとなつて…」という言い訳を聞くことがあります。しかし、いかなる理由であっても体罰は、絶対に正当化されるものではありません。普段から児童生徒理解が正しく行われていれば、信頼関係に基づいた冷静な指導ができるはずです。また、「このくらいは大丈夫だろう。」と考えて、力に頼った指導をしてしまうことがあります。次のようなケースは体罰に相当します。

力に頼った指導に対しては、一人一人が自覚し、組織的に戒め合うなどの危機意識がなければ、結局は体罰を容認することになってしまいます。指導の際には「複数で対応する」ことを常に心掛ける等、指導体制を再度確認しましょう。

- 給食の時間、ふざけていた児童生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、児童生徒に当てる。
- 放課後に児童生徒を教室に残留させ、児童生徒がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童生徒に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

個人情報や現金等の管理不徹底は 児童生徒・保護者からの信頼を失う重大な過失です。

夏季休業中は準公金等の盗難被害が発生しやすい時期です。準公金等にあたる現金については、預金口座等への入金や、事務室の金庫への一時保管など、適正な管理を実行しましょう。

また、児童生徒の個人情報を含む書類や電子媒体（ＵＳＢメモリ等）等の管理についても、安易に校外に持ち出すことはせず、危機管理マニュアル等を遵守し、万全を期するようにしましょう。信頼を失うのは一瞬の出来事ですが、その回復には時間が必要です。

飲酒運転は故意の犯罪です。

最近の飲酒運転の事例をみると、いずれも飲酒運転のもたらす危険性についての認識や遵法意識が欠如しており、自分だけは大丈夫であるという過信がうかがえます。

- 宴席で飲酒することが予め分かっているにもかかわらず、車で出向いた。
- 酒が強く「このくらい（少量）なら大丈夫」とか、依頼した代行車がなかなか来ないので「短い距離だから大丈夫」といった誤った判断をして車を運転した。
- 深夜に飲酒し、翌朝「もうアルコールは抜けただろう」といった誤った判断をして車を運転した。

また、運転者が飲酒していることを知りながら同乗したり、車を運転するのを知りながら運転者に酒をすすめたりすると、運転者と同様、責任を問われます。

児童生徒の健全な育成に携わる教職員が、飲酒運転で検挙されるという事態が生じれば、教育全体に対する県民の期待を裏切ることになります。教職員は、社会の信頼と期待を損なうことのないように、率先して社会の規範を守らなければならない立場にあります。

教職員としての自覚と強い意志を持ち、「1滴でもアルコールを飲んだら絶対に運転をしない」、「アルコールが体内に残っているうちは運転しない」という堅い決意が必要です。